

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

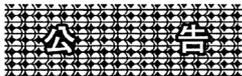
令和5年2月24日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬 一

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 406号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字野辺字吹原1891番の2地先から 須坂市大字野辺字中原1952番の2地先まで	旧	m 6.5～28.0	km 1.2598
		新	1.2598
同 上	新	6.5～28.0	1.2598
		12.0～47.1	1.3591

道路管理課



公告

上松町における県営ひのきの里地区野尻換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和5年2月13日に行いました。

令和5年2月24日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年2月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画道路 3・6・18号秋宮武居線
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び下諏訪町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年2月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
諏訪都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び諏訪市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年2月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び下諏訪町役場

都市・まちづくり課